

説明書

対日理解促進交流プログラム

「Juntos!!中南米対日理解促進交流プログラム」

(対象国：中南米諸国)

候補となる実施団体の選定に関する企画競争に準じた手続の 実施について

< 目次 >

I.	選定手続の趣旨	1
II.	事業概要	1
III.	実施団体としての業務内容	3
IV.	企画書に記載する内容及び留意事項	5
V.	事業経費	5
VI.	企画競争に準じた手続における留意事項	7

令和3年1月28日

外 務 省

I. 選定手続の趣旨

対日理解促進交流プログラム「Juntos!!中南米対日理解促進交流プログラム」に関し、中南米諸国を対象とする事業につき、拠出先である国際機関等（以下「拠出先」という。）との間で契約を行う候補となり得る実施団体の選定手続を行う。

同手続は、企画競争に準じたものとし、本事業の実施を希望する者は、右趣旨を踏まえ、外務省が実施する説明会に出席し、本説明書及び「追加要員経費に関する事務処理マニュアル」（別添１）を熟読の上、企画書を提出する。

なお、採用された者は、拠出先に推薦され、拠出先における、検討・承認を経て拠出先に対する被契約者となるため、外務省が拠出先と実施団体との間における委託契約の締結を保証するものではない。

また、複数の者がジョイント・ベンチャーを組むなどし、共同事業体として拠出先との間での被契約者となり、本件事業に参加することを妨げない。

II. 事業概要

1. 目的

「対日理解促進交流プログラム」は、日本とアジア大洋州、北米、欧州、中南米の各国・地域との間で、二国間・地域間関係の発展や対外発信において、将来を担う人材を招へい・派遣し、政治、経済、社会、文化、歴史及び外交政策等に関する対日理解の促進を図るとともに、未来の親日派・知日派を発掘する。また、日本の外交姿勢や魅力等について被招へい者・被派遣者にSNS等を通じて積極的に発信してもらうことで対外発信を強化し、我が国の外交基盤を拡充することを目的とする。

上記趣旨を踏まえ、本事業では、日本の魅力についての対外発信効果が最大限に発現できるよう訪問地を選定するとともに、内容についても日本に対する理解促進に資するプログラム構成となるよう、外務省各地域課の意向を踏まえ工夫して実施する。

本事業の中南米地域を対象とした事業名は、「Juntos!!中南米対日理解促進交流プログラム」とする。

2. 対象者・規模

「Juntos!!中南米対日理解促進交流プログラム」のうち、中南米諸国との間において、社会人等の招へい８３名、大学生の派遣１０名、合計９３名を予定（注：規模については変更の可能性がある。）。

（内訳）

- （１）社会人等を対象とする各国の招へい事業（８３名）
- （２）大学生を対象とする派遣事業（１０名）
- （３）フォローアップ事業（Juntos!!中南米対日理解促進交流プログラムの参加者等）

3. 事業内容

(1) 招へい

中南米諸国から、対外発信力を有し、将来を担う社会人等をテーマ別等のグループに分け、8日程度、本邦に招へいし、主に以下のプログラムを実施する。

- ア. 対日理解促進を目的とした日本の政治、経済、社会、文化、歴史、外交政策等の聴講
- イ. 教育・研究機関、先端・伝統産業、文化遺産、地方自治体等の訪問・視察及び訪問先での関係者等との意見交換、ワークショップ等の交流行事
- ウ. ホームステイ、伝統芸能等の体験型行事を含む日本各地への訪問
- エ. 報告会（アクション・プラン（帰国後の活動）の発表）
- オ. ソーシャル・メディア等を利用した日本の魅力等についての情報発信

(2) 派遣

日本の魅力について強い発信力が期待される日本の大学生・大学院生等をテーマ別等のグループに分け、8日程度、対象国へ派遣し、主に以下のプログラムを実施する。

- ア. 対日理解促進を目的とした日本の政治、経済、社会、文化、歴史、外交政策等の効果的な発信
- イ. ODAサイト、日系企業、教育・研究機関等の訪問・視察及び視察先での関係者との意見交換、ワークショップ等の交流行事
- ウ. ホームステイ/ホームビジット、伝統芸能等の体験型行事
- エ. 報告会（アクション・プラン（帰国後の活動）の発表）

(3) プレ・プログラム

上記の招へい・派遣（以下、「本プログラム」という）の前に、参加者に対し、訪日前の事前学習、及び日本と諸外国とのネットワークを構築するためのプレ・プログラムをオンラインを併用して実施する。

なお、プログラム実施にあたり必要な感染症対策を講じることとする。

(4) フォローアップ業務

以下のとおり実施する。

- ア. 被招へい者・被派遣者名簿のデータベース整備・管理、情報更新
（対象：平成28年度、平成29年度、平成30年度、令和元年度、令和2年度の事業の参加者）
- イ. 被招へい者・被派遣者への調査・働きかけ
（対象：平成28年度、平成29年度、平成30年度、令和元年度、令和2年度事業の参加者）
 - ① 在外公館等による日本関連イベント情報等を被招へい者へ案内
 - ② 被招へい者・被派遣者への事業終了前及び終了3ヶ月後にアンケートの実施・集計
 - ③ 被招へい者の帰国後の活動（報告会、同窓組織等）の情報収集
- ウ. 被招へい者・被派遣者の対外発信数と事例の収集
- エ. 本事業に関する国内外の報道の収集
- オ. 被招へい者の受入れ側（視察・交流先等）の反応、対外発信数と事例の収集

- 事業に関する報道の収集
- カ. 上記イ. ～オ. 及び事業内容に関する評価を含む報告書の作成

4. 実施時期

本事業は、拠出先から事業の承認を得た上で、可能な限り速やかに事業を開始する。なお、全ての事業は、令和4年3月末までに実施する。

III.実施団体としての業務内容

1. 事業計画・全体日程案の作成

上記Ⅱ. 1. ～ 4. を参照し、本プログラム、プレ・プログラムを含めた事業計画及び全体日程案を作成する。日程案はプレ・プログラム・本プログラムを含み、プレ・プログラムは1日～5日程度を目安とし、本プログラムは8日間程度とする。

なお、本事業は、令和4年3月末までに全ての事業を実施出来るよう計画を立てる。

2. 被招へい者・被派遣者の募集・選考・決定

- (1) 参加者（プレ・プログラム参加者含む）の募集・選考に際しては、実施団体は、拠出先、外務省及び在外公館等と事前に協議し、実施する。
- (2) 実施団体は透明性、公平性を確保した方法で実施する。
- (3) 実施団体は募集に際しては、被招へい者・被派遣者によるアクションプランの実施及びプログラム中及び後の対外発信の実施を条件として周知する。

3. 各種作業・手配

以下を始めとする日程案の実施に必要な各種手配を行う。

- (1) 事業企画書（英語）の作成（拠出先への提出用）
- (2) プレ・プログラムに係る募集から実施に係る手配及び資料作成
- (3) 募集要項及び応募書式の作成
- (4) 航空券の手配
- (5) 査証申請支援（招へい事業では身元保証書等の提出）
（査証申請は被招へい者・被派遣者が行う）
- (6) 空港送迎を含む一行のプログラム中の移動の手配
- (7) 宿舎及び食事の手配
- (8) 各種行事（オリエンテーション及び終了報告会）の手配と運営
- (9) 参加者全員の旅行傷害保険加入の手配
- (10) 通訳・エスコートの手配
- (11) 国内外において、個別の実施案件に係る事前・事後のプレスリリースの発出（日本語、英語、現地公用語等の言語にて実施）
- (12) 被招へい者・被派遣者への配布物（日／英／スペイン語／ポルトガル語）

の作成・配布

- (13) 被招へい者・被派遣者の対外発信支援
- (14) プログラム実施にあたる感染症対策

4. フォローアップの実施

- (1) 今般の事業実施に付随したフォローアップ業務及びこれまでの人的交流事業（Juntos!!中南米対日理解促進交流プログラム）のフォローアップ業務を行う（関連情報については、実施団体として確定後、外務省から別途通報する。）。
- (2) フォローアップ業務内容は、上記Ⅱ3.（3）のとおり。また、全事業終了後、本事業の名簿データベースは、外務省へ引き継ぐ。

5. 事業報告及び会計報告

- (1) 実施団体は、毎月1回指定日に、外務省へ進捗状況を報告する。
- (2) 実施団体は、招へい・派遣の各プログラム終了後（2ヶ月以内に）、個別報告書のフォーマットを用いて、報告書（日本語及び英語）を作成し、提出する。
- (3) 実施団体は、全事業の実施終了後、60日以内に英語による事業報告書及び会計報告書を作成の上、拠出先機関に提出し、外務省へ写しを提出する。また、外務省には証拠書（写し）も送付すること。
- (4) 全事業の実施終了後、余剰金が出た場合は、残余金が出た旨を外務省及び拠出先に報告の上、90日以内に運営管理費を除く余剰金を拠出先に返還する。

6. 危機管理

事業実施に当たり、病気や事故の際の連絡・ケア体制やカウンセリング体制を始め、自然災害に関わる問題等不測の事態を含めて万全の危機管理に努める。

7. 事業実施の中止又は延期

やむを得ない理由により、事業の中止又は延期の状況が発生した場合は、事業中止により発生するキャンセル料の額を最小限に抑えるよう努め、外務省及び拠出先に状況を報告する。事業を中止又は延期せざるを得ないとの判断がなされた場合は、実施団体から事業を発注した者に対して以下の経費を支払うことを認める。ただし、支払を認める場合においては、可能な限りの減額交渉を行い、最終見積書及び取消料の内訳を明示することとする。

- ・当該事業の中止又は延期の決定を行った日までに支払った実費
- ・宿泊費、食費、交通費及び会場借料のキャンセル料
- ・専属で当該事業に従事するために契約した人員に係る経費
- ・上記3つの総額の7%（上限）の運営管理費（航空券手配に係る経費を除く。）

IV. 企画書に記載する内容及び留意事項

1. 事業計画

事業計画は、以下を含むものとする。

- (1) プレ・プログラム、本プログラム、フォローアップを含む本事業の目的、企画・運営上の工夫等
- (2) 招へい・派遣グループの訪問先到着までの準備作業のスケジュール表
- (3) 危機管理体制及び問題発生時の情報伝達等
- (4) フォローアップ業務の計画

2. 日程案

日程案は上記Ⅱを参考とし、プレ・プログラムを含み、視察、意見交換、交流行事、地方訪問等の主要行事の概要案を含むものとする。

3. 類似業務の受注実績

類似業務の受注実績については、過去３年間のオンライン交流、招へい・派遣の実績概要、及び類似業務を踏まえ、本事業をより効果的に実施する提案等も記載する。

V. 事業経費

1. 予算額

「JUNTOS!! 中南米対日理解促進交流プログラム」（対象国：中南米諸国）事業の予算は、７３、３１４千円（９３名分）を上限とする

【内訳】

招へい及び派遣に係る事業費は、約７１、７５４千円（９３名分）を上限とする。

フォローアップに係る事業費は、１、５６０千円を上限とする。

（上記全て税込み。本件業務に係る一切の経費を含む。）

※上記内訳については変更の可能性がある。

なお、国際航空運賃、補助費については、運営管理費等の積算対象外とする。また、日程確定後、原則として、最も安価な路線の航空券を手配することとし、精算については企画書提出時の見積書の金額を上限として精算することとする。

2. 本件に係る経費

本事業実施に係る経費は、以下の項目につき適切な支出であると判断された部分

のみ、予算の範囲内で支出する。なお、別途必要とされる経費項目がある場合は検討する。

また、実施団体の選定手続終了後、以下の経費項目の調整はあり得る。

- (1) 人件費：別添1の「対日理解促進交流プログラムにおける人件費に関する事務処理マニュアル」に沿った範囲内での人件費。
- (2) 諸謝金：通訳・エスコート費用など、本件プログラムの実施に当たり必要な外部委託者に対する謝礼金。
- (3) 国際航空運賃：国際航空券は、間接費、運営管理費等の積算対象外。また、日程確定後、原則として、最も安価な航空券を手配し、精算については企画書提出時の見積書の金額を上限として精算。
- (4) 交通費：招へいに関しては、本邦滞在中の移動に係る経費。派遣に関しては、現地滞在中の移動に係る経費。公共交通機関又は借上げ車を利用。
- (5) 滞在費：被招へい者の本邦滞在中における宿泊費は、都内で14,000円程度、地方で12,000円程度を単価の目安とする。派遣者の現地滞在中における宿泊費は、9,700円程度を目安とする。食事代は、招へい及び派遣共に、朝食は宿泊費に含め、昼食は1,700円、夕食は2,200円を単価の目安として計上（終了報告会開催時を除く。）。
なお、通訳・エスコートの食費・滞在費も同様の金額を上限とする。
- (6) 会議費：オリエンテーション、地方での交流会（1回）及び終了報告会の会場借料。
- (7) 地方での交流会又は終了報告会のうち1回は、飲食を伴うものとして開催可能。飲食代（税・サ込み）は一人当たり4,000円を上限とし、人数分を一律計上する。なお、請求については、当日の実数で請求するとともに、食事のメニューについては、参加者の出身国の文化・宗教上の慣習のほか、未成年者が含まれる場合もあることを配慮したものを用意。
- (8) 施設利用手数料：施設の拝観料、入場料等が生ずる場合、通訳・エスコート代の利用手数料を含めて計上。
- (9) 資料作成費：報告書及び本件プログラム実施に必要な印刷物等制作費。
- (10) 通信・荷物輸送費：本件プログラム実施に必要な通信費、荷物の郵送費等。
- (11) 監査費：本事業経費についての外部機関による会計監査費用。
- (12) 手数料：対象経費の支出に係る銀行振込手数料等。
- (13) 雑費：その他雑費（事務消耗品等）。
- (14) 運営管理費：上記（3）の航空賃を除く他項目合計7%を上限として計上。
- (15) 消費税については、各項目の経費に含め独立して計上しない。
- (16) 保険料：本件プログラム事業参加者（被招へい者・被派遣者のみ）に対する旅行傷害保険料。以下の保険金額の海外旅行保険への加入手続を行うこと。その際、同保険に賠償責任保険（対物・対人、目安5,000万円）を付帯する。なお、加入期間は、出発の集合から解散までの期間とする。

傷害死亡	2、500万円
後遺障害	2、500万円
傷害治療	1、000万円
疾病治療	1、000万円
救援者費用	300万円

VI.企画競争に準じた手続における留意事項

1. 提出書類

- (1) 企画書7部(正本1部、写し6部。企画書の様式は、A4縦長又は横長で横書き。なお、写しについては業者名・団体名等が特定できる情報を削除。)企画書を作成するに当たっては、次の事項を明記する。

ア. 事業実施計画案(プレ・プログラム、本プログラム招へい・派遣、フォローアップの作業スケジュールを含む。、)

イ. 招へい・派遣プログラムの雛形となる全体日程案(テーマや分野を設定する等し複数可。)

ウ. 危機管理体制案

オ. 過去3年間の類似業務の受注実績と本事業をより効果的に実施する提案

- (2) 本件業務の実施体制 7部(人員配置・連絡体制を含む。様式適宜。)(正本1部、写し6部。なお、写しについては業者名・団体名等が特定できる情報を削除。)

(3) 経費概算見積書 1部(別添2の一例を参照)※別封等に厳封する。

(4) 会社概要 1部(既存のもので可)

(5) 業務履行保証書(別添3参照)

(6) 資格審査結果通知書(写し)

(7) 誓約書(別添4参照)

(8) ワーク・ライフ・バランスの推進として、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法及び若者雇用促進法に基づく認定等を取得している場合は、右認定等の証明書類 1部

2. 留意点

- (1) 上記1提出書類のうち、(1)企画書、(2)実施体制、及び(3)経費概算見積書については、和文・英文にて、(4)～(7)については、和文にて作成の上、提出する。

- (2) 公平な審査のため、提出書類の写しについては、参加者(会社・団体)名のほか、参加者が特定できる情報は削除(該当部分を黒塗り等)する。具体的に削除する情報の一例は以下のとおり。

ア. 参加者名

イ. 会社(団体)代表者名

ウ. 参加者が特定される関連団体・付属組織等の名称

エ. 参加者(会社・団体)の役員又は業務従事者等の中で、事業の関連業界等において著名な者であって、容易に応募者が特定される者の氏名及び写真

オ. 参加者(会社・団体)の著作物(ロゴマーク、商品ブランド、刊行物等)の中で、事業の関連業界等において広く知られている者であって、容易に応募者が特定される者の名称及び写真

3. 説明会

令和3年2月17日（水）11時00分

実施方法：オンライン（Teamsを予定）

本件に参加を希望する場合は、2月11日（木）午後4時までに件名を「Juntos!!中南米対日理解促進交流プログラム 企画競争に準じた手続き説明会参加申込」とし、「参加者（会社・団体）の名称・所属部署名・電話番号・FAX番号・住所、参加者人数、参加者個人名・メールアドレス（Teams登録のため）」を明記した用紙を、以下の連絡先まで電話又はFAXの上連絡すること。

4. 企画書等の提出先及び提出期限等

- （１） 提出先：外務省中南米局中米カリブ課 担当：梯、本川
電話： 03-5501-8000（内線：4880／5304）
FAX：03-5501-8287
- （２） 提出期限：令和3年3月9日（木）17時必着
- （３） 提出方法：持参又は郵送による。
（郵送の場合は書留等により期限内に到着するよう送付し、到着を電話で確認する。）

5. 選考方法

提出された企画書等をあらかじめ定めた審査基準（別添5採点表参照）により審査し、審査項目ごとに最高点及び最低点を除いた上で合計点を算出し、最高得点を得た者を選定する（合計基準60点）。なお、第1位の得点を得た企画と僅差（第1位の得点の5%以内）の企画がある場合は、同等の評価を得たものとみなし、見積価格の最も低い企画を選定する。ただし、得点が僅差の者の中で最低価格を提示した者が複数ある場合は、（１）最高得点を得た者を選定することとし、（２）最高得点の者が複数ある場合は、くじ引きで参加者を選定する。

6. 審査結果通知

審査結果については、令和3年3月下旬までに本件企画競争に準じた手続きに参加した全ての者に対して書面（FAX）にて通知する。なお、参加者は、選定の理由については不問とし、審査結果については異議を申し立てることができない。

7. その他

- （１） 本件企画競争に準じた手続きの実施等に起因するいかなる費用についても外務省は責任を負わない。
- （２） この企画競争に準じた手続きの実施に参加を希望する者は、企画書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する指名停止措置を受けていない及び暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出する。なお、右誓約書を提出せず、又

は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。

- (3) 女性活躍推進法に基づく認定など技術等提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出るものとする。

以 上